

2022年度（令和4年度）

福山市教育委員会会議録（第1回）

【4月22日（金）開催】

福山市教育委員会

# 福山市教育委員会会議録（第1回）

1 招集年月日 2022年（令和4年）4月22日（金）  
午後2時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出 席	1	三 好 雅 章
出 席	2	菅 田 章 代
出 席	3	金 仁 洙
出 席	4	横 藤 田 晋
出 席	5	小 丸 輝 子

4 会議に出席した事務局職員

管理部長	藤 井 紀 子
管理部参与	佐 藤 元 彦
学校教育部長	井 上 博 貴
教育総務課長	久 保 正 敬
中央図書館長	延 近 久 恵
学事課長	亀 山 貴 治
学びづくり課長	本 宮 政 尚
文化振興課主幹	内 田 実

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	西 岡 雅 之
教育総務課職員	中 村 千 咲
教育総務課職員	岡 田 真 奈



課主幹	<p>議第1号 福山市文化財保護審議会への諮問について、御説明します。福山市指定文化財の指定内容変更について、福山市文化財保護審議会へ別紙のとおり諮問するものです。</p> <p>内容について御説明いたします。資料3ページをお願いいたします。</p> <p>福山市教育委員会から、福山市文化財保護審議会に、市指定文化財の指定内容の変更について、意見を求めるものです。</p> <p>熊野町 常国寺建物3棟（唐門、鐘楼、番神社本殿）のうち、唐門が2022年（令和4年）2月24日付けで広島県重要文化財に指定されたため、市指定を常国寺建物3棟から常国寺建物2棟へ改めるものです。</p> <p>刀剣のときと同じで、専門用語に振り仮名を振れておりませんでした。申し訳ありませんでした。</p> <p>数年間の調査期間を経て、県の保護審議会で、県の重要文化財として指定することが適当と認められ、2月に指定されました。その場合、市の指定を解除することになるんですが、市で指定されている常国寺建物は3棟ですので、県に指定された唐門1棟を除く2棟に改めるものです。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
金委員	<p>福山市の文化財から、県の重要文化財にするときに、県に提出する文書がこの4、5ページということですか。県の専門家が読むから、こういう文章なんですか。前回の刀剣のときも指摘させていただきましたが、我々には意味が分からない。読みももちろんなんですが、どういったものなのかも分からないから、読んでも分かりませんよね。</p> <p>文化財の仕事としては、保護、調査と研究、活用というのがあると思うんですが、こういう専門家が読む文書はともかくとしても、一般的に見たら全く分かりません。日本建築をやっている人なら理解できるのかもしれませんが。ここで福山市の建物が3棟から2棟になるというのは否定するわけではありませんが、一般的に広報していくにあたっては、もう少し考えられた方が良くと思います。</p>
内田文化振興課主幹	<p>まず、この調書は、県の文化財保護審議会の方で整えているものです。県の内部資料にはなるんですが、ここでお出しするにあたっては、専門用語にまずルビを振る必要があります。また、8ページからの写真については、その中のどれが虹梁であるとか、頭貫であるとか、そういった説明も加えた上で掲載すべきでした。記者クラブへ出す報道提供資料へは振り仮名を振ってありましたので、今回振り仮名を付けずに出してしまったのはミスでした。今後は気を付けます。失礼しました。</p> <p>一般向けのホームページであるとか、展示の際には、振り仮名を振って説明を加えていきます。</p>
横藤田委員	この議案とは少し関係ないことかもしれないんですが、この常国寺っていうのは、もともと熊野にずっとあった建物なんですよ。今、福山城築城400年で話題になっていますが、この福山城の山とは関係ないんですか。
内田文化振興課主幹	常興寺山のことですか。
横藤田委員	常国寺ではなく、常興寺でしたね。失礼しました。

内田文化振興課主幹	今回の常国寺については、熊野にある日蓮宗の寺院のことになります。
金委員	私も今回の議案には直接関係ないかもしれませんが、休みのときにこの常国寺を見に行ってきました。「ここに足利義昭がいたのかな」なんて思ったりして、感慨深いものがあつたんですが、そういう謂れみたいなものが、看板に載ってないんですね。重要文化財になったからといっても、責任はお寺の方であつて、市は保存活用といいながら、そこには全く手出しはしない、金も出さないというのは、どうなのかなと思うんです。せっかく現地を訪れる人が増えて、良い文化財なのに、これはどういう謂れのあるお寺なのかが分からないというのは、非常にもったいないと思うんですよ。これは文化振興全てに関わることだと思うんですが、指定されたことによって県なり市なりが援助できる、そういうのが本来の文化財保護の趣旨じゃないのかなと思います。
内田文化振興課主幹	常国寺に足利義昭がいたというのは、一昨年、鞆の資料館で鞆幕府の展示をしまして、そこで紹介されたことです。大河ドラマでも取り上げられたりと、かなりクローズアップされたことがありました。確かに、常国寺の境内に行ってもそういった情報はありません。今回、唐門が県の重要文化財になりましたので、説明板は置き換えることになります。そういった中で説明を加えていきたいと思っています。
金委員	その説明板というのは、どちらが責任を持って設置するようなものなんですか。
内田文化振興課主幹	どちらがやるべきという主体については特に定められていませんが、市の方が立てることが多いです。
金委員	鞆幕府というのは、ネットとか、その鞆の展示とかではあるんだと思いますが、そういう説明があると、訪れた人が思いを馳せることができ、良いと思いますね。
菅田委員	どこまでやるかっていうのはあると思うんですけど、市内色々な史跡がありますが、行っても看板自体に何が書いてあるのか分からないようなところが割とたくさんあると思います。統一していく、なかなか全部をやるっていうのは、大きい史跡、小さい史跡とあつて難しいと思うんですが、将来的に系統だつて、誰が見ても分かるように、そして看板の置く位置なんかも、どこに看板が置いてあるか探さないでいいように、ある程度決めていった方がいいと思います。地域の人や皆さんが文化財を守っていくということを認識して、大切にしていこうという思いを持っていただかないといけないので、全体的に系統だつた看板とか、そういうものを設置していった方がいいと思います。福山城なんかは、そういう風に統一した看板を立てますよね。それと同じように、何年かかるかわかりませんが、やっていっていただけたらと思います。
三好教育長	他に、いかがですか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第1号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第1号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第4 議第2号 臨時代理の承認を求めることについて(福山市学校運営協議会規則の制定)を議題とします。 説明をお願いします。
亀山学事課長	資料の16ページをお願いします。 議第2号 臨時代理の承認を求めることについて(福山市学校運営協議会規則の制定)について、御説明いたします。 福山市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、福山市学校運営協議会規則の制定について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。 昨年度の第14回会議での委員の御意見を踏まえ、福山市学校運営協議会規則の見直しを行いました。 22ページの新旧対照表を御覧ください。 第3条については、「目的が達成できると認められる学校」を「目的を達成するため、各学校に」、第8条については、「協議会の委員は15人以上」から「5人以上10人以上」に、2以上の学校についての人数の上限は、15人以内に変更しました。 第8条の2の委員の構成については(4)の設置校の教職員を除きました。 23ページをお願いします。 第9条の委員の任期は、「通算して5年を超えないものとする」を追加しました。 会議の公開について第15条を加えました。 施行期日は、2022年(令和4年)4月1日です。 説明は以上です。よろしくをお願いします。
三好教育長	御意見、御質問はありますか。
金委員	前お話しした「教育長が別に定める」という文言についてはどうになりましたか。削ったんですか。
亀山学事課長	資料でいうと21ページになりますが、第20条のことかと思えます。 これはそのまま残してあります。
金委員	教育長がどうというわけではなくて、規則の中で曖昧にする部分が多いと良くないので、きっちりしておいた方がいいと思っただけです。
三好教育長	他に、いかがですか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第2号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第2号は原案どおり可決しました。

それでは、次に、日程第5 議第3号 臨時代理の承認を求めることについて（2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針）を議題とします。

説明をお願いします。

亀山学事課長

資料の25ページをお願いします。

議第3号 臨時代理の承認を求めることについて（2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針）について、御説明いたします。

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針を定めることについて、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。

昨年度の第14回会議での委員の御意見を踏まえ、見直しを行いました。

28ページのⅢ 推進体系を御覧ください。

前回、枠外下段にあった「集合研修」と「オンライン研修」の研修方法について、説明の字を省略し視覚的にイメージできるようイラストで枠内に移動しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

金委員

前回意見を言わせていただきましたが、すっきりして分かりやすくなったと思います。最初の認知能力・非認知能力の部分も分かりやすくなっていると思います。ありがとうございました。

三好教育長

他に、いかがですか。

全教育委員

（なし）

三好教育長

ないようですので、お諮りします。  
議第3号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

（異議なし）

三好教育長

御異議ないようですので、議第3号は原案どおり可決しました。  
それでは、これより秘密会とします。  
傍聴人は退席してください。

（傍聴人 退席）

（秘密会部分 削除）

三好教育長

予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何か、ありませんでしょうか。

全教育委員

（なし）

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後2時40分】